

## 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る

### 中央環境審議会諮問案件

#### 1. 浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区浜頓別クッチャロ湖特別保護地区（再指定）[1,607ha]

指定区分：集団渡来地の保護区

位 置：北海道浜頓別町

存続期間：令和5年3月31日から令和25年3月30日まで（20年間）

指定理由：当該区域はラムサール条約湿地に登録され、冬季にロシア極東部から南下するハクチョウ類、ガンカモ類の最初の国内渡来地として重要である。飛来した渡り鳥が集まる鳥獣保護区内の水面が当該区域に指定されており、日本で越冬するコハクチョウの多く（約6,000羽）が確認されるなど中核的な区域となっている。以上のとおり、当該区域はハクチョウ類を始めとする希少な鳥類の集団渡来地として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。